

受動喫煙防止対策の好事例

-大規模製造業における継続的な喫煙対策-

平成27年6月3日(水)

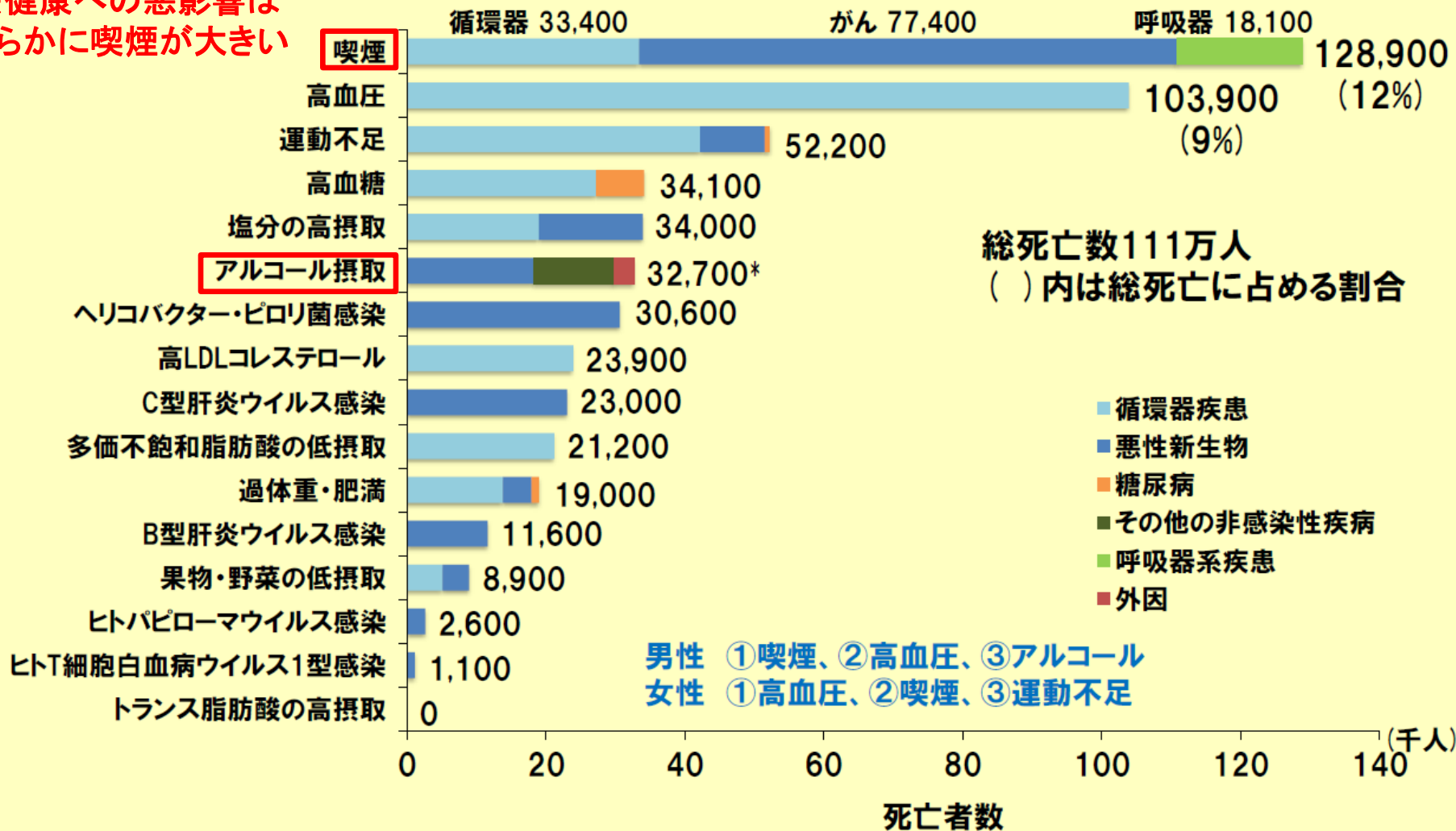
古河電気工業株式会社

千葉事業所産業医 幸地 勇

喫煙が一番健康に悪い！

わが国におけるリスク要因別の関連死亡者数－男女計（2007年）

※健康への悪影響は
明らかに喫煙が大きい



* アルコール摂取は、循環器疾患死亡2,000人、糖尿病死亡100人の予防効果が推計値として報告されているが、図には含めていない。

受動喫煙(PM_{2.5})対策は全面禁煙、健康管理 快適職場、経費、経営、労災予防 労務管理から見た職域の喫煙対策

受動喫煙対策の強化

= 建物内～敷地内禁煙＋勤務中の喫煙禁止
→ 禁煙企図の高まり

禁煙治療
への誘導

「社員の健康は
会社の資産」

疾病予防

喫煙率低下

産業医大・大和先生HP

労働安全衛生法の一部を改正する法律

改正の概要 実情に応じた措置の努力義務

○ 受動喫煙防止対策の例(ハード面)

高 ↑ 受動喫煙防止の効果	【対策】	【メリット】	【考慮すべき点】
	敷地内全面禁煙	受動喫煙を完全に排除 可能設備投資が不要	喫煙者の理解を得ることが必要 + 非喫煙者の理解
	建物内全面禁煙 (屋外喫煙所)	維持費は喫煙室より 安価	喫煙所の設置場所に配慮が必要
	空間禁煙 (喫煙室)	喫煙者・非喫煙者双方 の理解が得やすい	設備投資や維持費がかかる喫煙室からの煙の漏れに注意が必要
	喚気措置 (接客業など)	顧客がたばこを吸う場合でも、対策が可能	受動喫煙を完全には防止できない

健康日本21(第二次)の推進に関する研究

<http://www.pbhealth.med.tohoku.ac.jp/japan21/measure.html>

「好事例の紹介」⇒「職域における取り組み」

⇒「古河電気工業株式会社千葉事業所における喫煙対策の取り組み」

厚生労働科学研究費補助金(循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業)
健康日本21(第二次)の推進に関する研究

HOME あいさつ 研究班の紹介 研究報告書 リンク お問い合わせ

このページは、健康日本21(第二次)の推進をサポートするために組織化された研究班による研究成果を公開するための頁です。



健康づくり運動の具体的な進め方に関する情報・スキルの提供

各分担研究者が専門とする領域について、
実践マニュアルを作成します。

全国の優良事例を集めて、事例集を作成します。

お知らせ

2015.01.06: 「地域や職域でのたばこ対策の好事例」を掲載しました。

2014.12.16: 「実践マニュアル」「研修会スライド」を掲載しました。

2014.12.16: 「実践マニュアル研修会」を開催しました。

2014.09.16: 「実践マニュアル研修会」を開催します(12月8日・東京)。

健康日本21(第二次)実践マニュアル

本研究班で作成した「実践マニュアル」のPDFファイルを掲載しました。

また2014年12月8日に行われた「実践マニュアル」の研修会のスライド資料を併せて掲載しました。

健康日本21(第二次)国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針

Home



PgUp



PgDn



End



OFF

産業医科大学 大和教授のHP

「わが国の今後の喫煙対策と受動喫煙対策の方向性と その推進に関する研究」 <http://www.tobacco-control.jp/>

厚労科研 「受動喫煙の防止を進めるための効果的な行政施策のあり方に関する研究」平成24～26年度 平成25(2013)年度の報告書のダウンロードはこちら 「飲食店等多数の者が利用する施設における受動喫煙対策の実態及び課題に関する研究」平成23年度 「わが国の今後の喫煙対策と受動喫煙対策の方向性とその推進に関する研究」平成20～22年度 「受動喫煙対策にかかわる社会環境整備についての研究」平成17～19年度 (主任:産業医科大学 産業生態科学研究所 教授 大和 浩)		
 こちら→	最近の講演の スライドのダウ ンロードはここ ち  「職場内禁煙推進マニュアル」第2 版のダウンロードはこちら ノルディスファーマ作成、 大和監修(2014年5月)	職場の喫煙対策 (ファイザー社作成、大和監修)はこちら  職場の喫煙対策 レックトライ社内禁煙「WEB版」 全国20以上の禁煙推進機関の共同研究で完成しました。
2014年7月29日、東京オリンピック・パラリンピックまでに受動喫煙防止条例の成立を求め、禁煙推進学術ネットワークより東京都に対して要望書(⇒ 要望書のダウンロードはこちら)を提出し(藤原委員長、朝教授、大和)、その様子の記者会見の様子がNHK(首都圏)で報道されました(私が出した部分を切り取っています、⇒ 記者会見で用いたプレゼンの内容のダウンロードはこちら)。8月17日の報道番組で、舛添知事(は右のように前向きな姿勢であることが報道されました→数日間、下記で視聴出来るはず。ぜひ、ご覧下さい。 http://headlines.yahoo.co.jp/headnews/fnn?a=20140817-00000803-fnn-pol		
“五輪までに受動喫煙防止の条例を” http://www3.nhk.or.jp/news/html/20140729/k10013377641000.html ニュース詳細  五輪で公共の場の全面禁煙要望 07月29日 14時59分  6年後までに競技施設だけでなく 公共スペースでの全面禁煙 定めた条例を	飲食店などの「禁煙条例」＝東京五輪へ検討―舛添都知事 http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20140817-00000028-jj-jp-01  舛添知事(2020年東京五輪に向けて) 公共機関、飲食店などでの喫煙禁止の条例を 都議会で議論する考えを示す 【前の映像】 次の映像】 舛添都知事、飲食店などでの喫煙の禁止について前向きな姿勢 フジテレビ「新報道2001」で フジテレビ系 (FNN) 8月17日(日)17時14分配信	

6年後の東京オリンピック・パラリンピックの開催までに、他人のた

Home
PgUp
PgDn
ON
End
OFF

喫煙率 53.4% → 24.1%へ

『産業医・産業看護職が主導する喫煙対策』で検索

<http://www.tobacco-control.jp/documents/1405-DrKouchi-open-slide.pdf>

第87回日本産業衛生学会
シンポジウム10

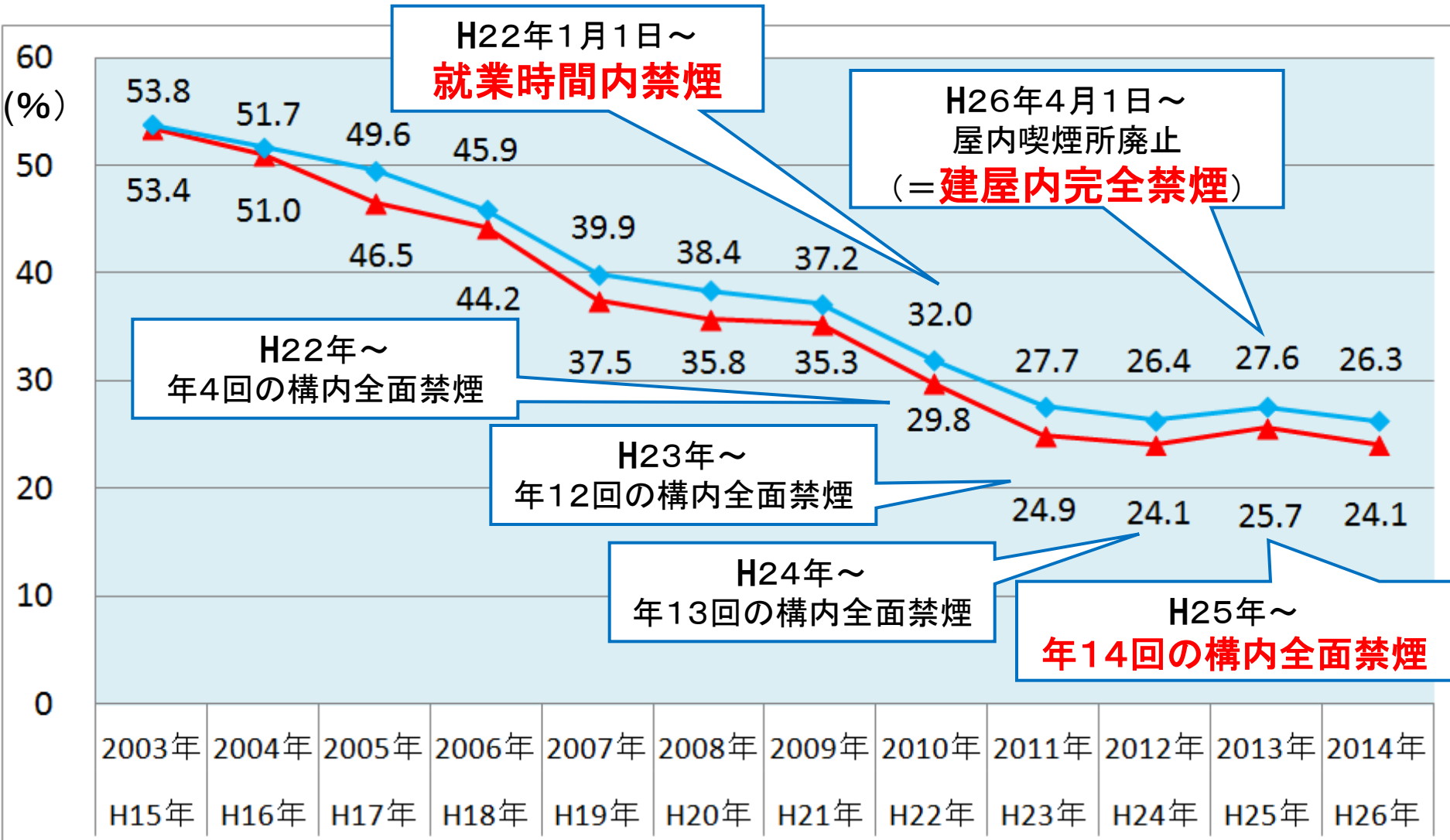
喫煙率53.4%から24.1%へ
産業医・産業看護職が主導する喫煙対策

古河電気工業株式会社 千葉事業所
産業医 幸地 勇



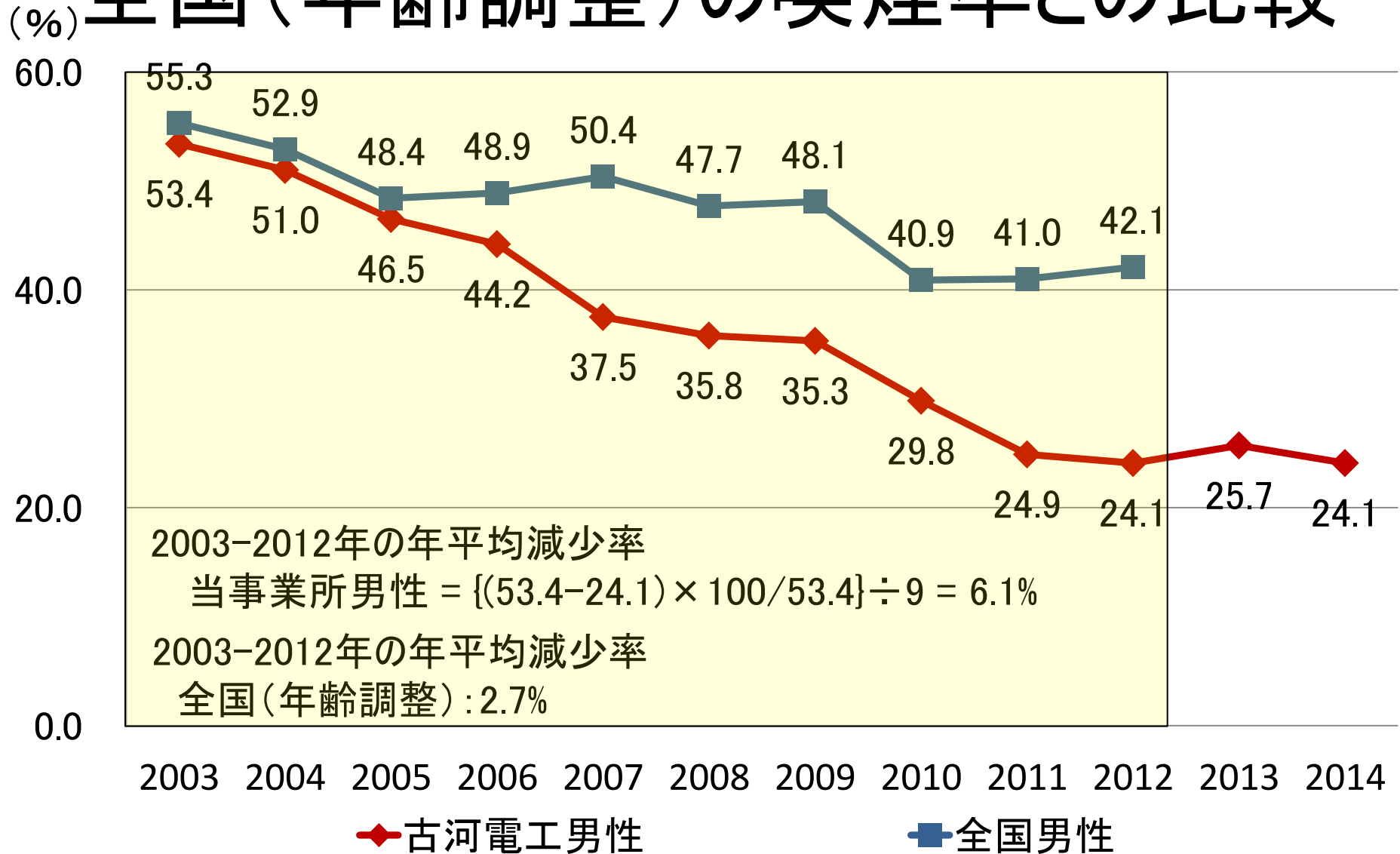
千葉事業所：男性喫煙率の推移

◆ 電工千葉 男性(出向を含む) ▲ 電工千葉 男性(出向を含まない)



喫煙率の調査は毎年4月実施

全国（年齢調整）の喫煙率との比較



(注) 全国男性の喫煙率(平成24年国民健康・栄養調査報告)は、古河電工の年齢階級別従業員数をもとに年齢調整した喫煙率を示した。

職場における喫煙対策

最終的な目標

- 喫煙者0(ゼロ)
- 敷地内全面禁煙

2020年1月1日から実施

- 周知のため、のぼりを作成
- 全ての喫煙所に設置
- 構内入口に設置



配布資料「実践喫煙対策マニュアル」を参考に

職場の喫煙対策 レットトラ x

sugu-kinen.jp/office-kinen/index.html

企業における喫煙対策の具体的な方法をご紹介します。

職場の喫煙対策

レッツトライ! 社内禁煙 WEB版

文字サイズ 小 中 大 サイト内検索 検索

すぐ禁煙.jp sugu-kinen.jp Pfizer ファイザー

喫煙コスト シミュレーション

喫煙対策 マニュアル

知っていますか? 受動喫煙のリスク

大和先生 インタビュー動画 タバコの煙は PM_{2.5}

企業の喫煙対策 事例集

喫煙対策の 法律Q&A

経営者、喫煙対策担当の方へ

喫煙対策の基礎知識 喫煙対策マニュアル 喫煙対策ツールダウンロード 企業の喫煙対策事例集 喫煙対策の法律Q&A 医療機関検索

- What's New
- 2013/5/14 [大和先生インタビュー動画『タバコの煙はPM_{2.5}』](#)を公開しました。
- 2013/5/14 [「企業の喫煙対策事例集」](#)に「[デパート健康保険組合](#)」と「[古河電気工業株式会社 千葉事業所](#)」と「[株式会社朝日新聞社 東京本社](#)」を公開しました。
- 2013/4/4 [「企業の喫煙対策事例集」](#)に「[JFEスチール株式会社](#)」と「[GEヘルスケア・ジャパン株式会社](#)」と「[日立健康管理センタ](#)」と「[昭和電工株式会社塩尻・大町事業所](#)」を公開しました。
- 2013/2/25 [「企業の喫煙対策事例集」](#)と「[喫煙対策の法律Q&A](#)」を公開しました。
- 2012/9/27 「職場の喫煙対策 レットトライ! 社内禁煙 WEB版」オープンしました!

FCTC第8条「受動喫煙からの保護」履行のためのガイドライン

“Guidelines for implementation Article Article 5.3, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14” (2011)

●喫煙室や空気清浄機の工学的な対策では 受動喫煙を防止できない

Approaches other than 100% smoke free environments, including ventilation, air filtration and the use of designated smoking areas (whether with separate ventilation systems or not), have repeatedly been shown to be ineffective and there is conclusive evidence, scientific and otherwise, that engineering approaches do not protect against exposure to tobacco smoke.

●100%完全禁煙以外に手段はない

FCTC発効から5年以内(2010年2月27日)に
建物内を100%完全禁煙とする
受動喫煙防止法の成立と施行を求めている。
世界中では飲食店などサービス産業も
含め全面禁煙化。

Each Party should strive to provide **universal protection** within **five years** of the WHO FCTC's entry into force for that Party.

http://www.who.int/fctc/protocol/guidelines/adopted/guidel_2011/en/index.html

WHO FRAMEWORK
CONVENTION ON
TOBACCO CONTROL



Guidelines
for implementation

Article 5.3 | Article 8 | Articles 9 and 10
Article 11 | Article 12 | Article 13 | Article 14



2011
edition

産業医大・大和先生HP

2007年、第2回締約国会議で採択
2011年、ガイドラインとして発表

労働安全衛生法の一部を改正する法律

改正の概要 実情に応じた措置の努力義務

○ 受動喫煙防止対策の例(ハード面)



【対策】	【メリット】	【考慮すべき点】
敷地内全面禁煙	受動喫煙を完全に排除 可能設備投資が不要	喫煙者の理解を得ることが必要
建物内全面禁煙 (屋外喫煙所)	維持費は喫煙室より 安価	喫煙所の設置場所に配慮が必要
空間禁煙 (喫煙室)	喫煙者・非喫煙者双方 の理解が得やすい	設備投資や維持費がかかる喫煙室からの煙の漏れに注意が必要
喚気措置 (接客業など)	顧客がたばこを吸う場合でも、対策が可能	受動喫煙を完全には防止できない

職域の喫煙対策の進め方

- ① 現状把握 + 喫煙対策が必要な理由を明確化
- ② 経営層トップの決意表明
- ③ 中長期計画を策定 **P (Plan)**
⇒ その上で、短期計画・年間計画を策定
- ④ 実施項目、時期、担当者を決めて実行 **D (Do)**
⇒ 安全衛生委員会(衛生委員会)の活用
喫煙対策委員会などの設置も有効
- ⑤ ④の実施した内容を確認、効果評価 **C (Check)**
- ⑥ ⑤の内容を次年度の計画に活用 **A (Action)**

職域の喫煙対策の進め方

⇒ 労働衛生5管理の視点で

- 作業環境管理・・・測定実施
- 作業管理・・・喫煙時間・方法
- 健康管理・・・禁煙支援、保健指導
- 労働衛生管理体制・・・年間計画、ルール作成、喫煙対策委員会、数値目標
- 労働衛生教育・・・従業員・管理職教育
(職場巡視・・・毎回チェック)

職域の喫煙対策の進め方

(産業保健職の関わり方)

1. 会社, 事業所全体で取り組む.

⇒ 産業医・産業看護職はコーディネート機能を発揮する

経年的に, 根気よく
あれやこれやの
総合対策

2. 目的, 目標(長期, 中期, 短期)を明確にする.

3. 喫煙率(性別, 職場別など)を提示し評価する.

4. タバコの最新情報をこまめに発信する.

5. ポピュレーションアプローチと個別支援の両面から展開する.

職場禁煙化のポイント

1. 啓発活動は喫煙者だけでなく、非喫煙者も一緒に全従業員にタバコ問題の知識の普及を図る
(喫煙者だけが疎外されているような気持ちにならないように)
2. 禁煙希望者には十分なサポートを提供する
(産業医による禁煙治療, 産業看護職によるサポート体制)
3. 各職場の安全衛生担当者の協力を得る
(管理監督者、安全、衛生の立場の者は、**率先垂範**して禁煙)
4. 禁煙化計画の周知は事前に十分な余裕をもって行う
(喫煙者の反発によって計画が頓挫しないように)

職域の喫煙対策の4本柱

労働衛生3管理

作業環境管理 →

受動喫煙防止対策

健康管理 →

禁煙支援・啓発・防煙対策

受動喫煙防止対策

- ・漏れない分煙
- ・コストは最小限に

啓発対策

- ・正しい知識の普及
- ・禁煙のきっかけ作り

禁煙支援対策

- ・禁煙したい方に
しっかりサポート

防煙対策

- ・喫煙者にならない
- ・再喫煙防止

快適職場形成
健康保持増進

留意事項

- 1. 事業者、管理監督者、従業員との人間関係を良好に保つこと。**（従業員等の意見は丁寧に聞き取り、産業保健職が孤立したり、対立したりすることは避ける）
- 2. 事業者、管理監督者、従業員に喫煙対策の重要性について、理解を得ること。**（喫煙対策は健康の確保だけでなく、従業員のモラルや企業の業績の向上にも寄与する可能性がある活動であることを訴え続けること）
- 3. 喫煙対策に関する目標が達成されなかった場合には、原因分析を確実に行うこと。**（最終目標を明確に示し、計画を見直し、短期的・中期的な目標が達成されない場合でも焦らず、落ち込まずに粘り強く活動することが重要）

2015年度～ 喫煙対策5カ年計画

事業所長名で発信

敷地内全面禁煙に向けた喫煙対策5カ年計画

1. 基本的考え方

- (1) 健康増進法及び労働安全衛生法他、受動喫煙防止に係る関係規定等を踏まえ、千葉事業所においては、喫煙及び受動喫煙による従業員の健康影響を考慮し、2020年1月1日からの敷地内全面禁煙を実現する。2020年からの敷地内全面禁煙は「全社方針」であり、千葉事業所においても、この方針に従うものとする。
- (2) 千葉事業所は、2020年1月1日からの敷地内全面禁煙に向けて、そのための段階的な取り組みを推進する。
- (3) なお、従業員のみならず、事業所内に入構する従業員以外の者（外来者等）に対しても、その周知に努め、理解と協力を得る。

2015年度目標(短期目標)

(1) 短期目標【～2015年度末(平成27年度末)までに】

- ・敷地内全面禁煙に向けた喫煙対策5カ年計画の周知率100%

※2016年4月のアンケートにて評価する

- ・古河電工従業員 喫煙率 前年比5%減

(年度目標喫煙率 = 前年喫煙率 × 0.95)

※2015年4月と2016年4月のアンケートにて喫煙率を比較する

- ・屋外喫煙所の見直し(移設又は廃止)STEP1を100%実施

※STEP1: 出入り口周辺**5m**以内の喫煙所の移設・廃止

2017年度末までの目標(中期目標)

(2) 中期目標【～2017年度末(平成29年度末)までに】

- ・古河電工従業員 喫煙率 18%以下

※2018年4月のアンケートにて喫煙率を評価する

- ・関連・協力会社従業員 喫煙率 前年比 5%減

(年度目標喫煙率 = 前年喫煙率 × 0.95)

※2017年4月, 2018年4月のアンケートにて喫煙率を評価する

- ・屋外喫煙所の見直し(移設又は廃止)STEP2 を 100%実施

※STEP2: 出入り口周辺**10m**以内の喫煙所の移設・廃止

2019年12月末までの目標(長期目標)

(3) 長期目標【～2019年12月末(平成31年12月末)までに】

- ・古河電工従業員 喫煙率 15%以下

※2019年12月のアンケートにて喫煙率を評価する)

- ・関連・協力会社従業員 喫煙率 前年比 5%減

(年度目標喫煙率 = 前年喫煙率 × 0.95)

※2019年4月, 2019年12月のアンケートにて喫煙率を評価する

- ・2018年度末までに屋外喫煙所の見直し(移設又は廃止)STEP3を100%実施

※STEP3: 出入り口周辺**20m**以内の喫煙所の移設・廃止

当事業所の喫煙対策の経緯1

【初期】

1990年ごろ

事務室では机上での喫煙不可に。

『スモークバスターズ禁煙プログラム』などを活用して禁煙支援を実施

1994年

工場では、1ラインに1箇所にあった喫煙所を作業場1箇所に。

1996年

「職場における喫煙対策ガイドライン」に沿った空間分煙の展開。
喫煙室、喫煙コーナーの設置と空気清浄機の導入。

喫煙率、意識調査、CO測定、禁煙支援などを実施。

2000年

喫煙所調査結果、喫煙箇所が多いため減らす。

2003年

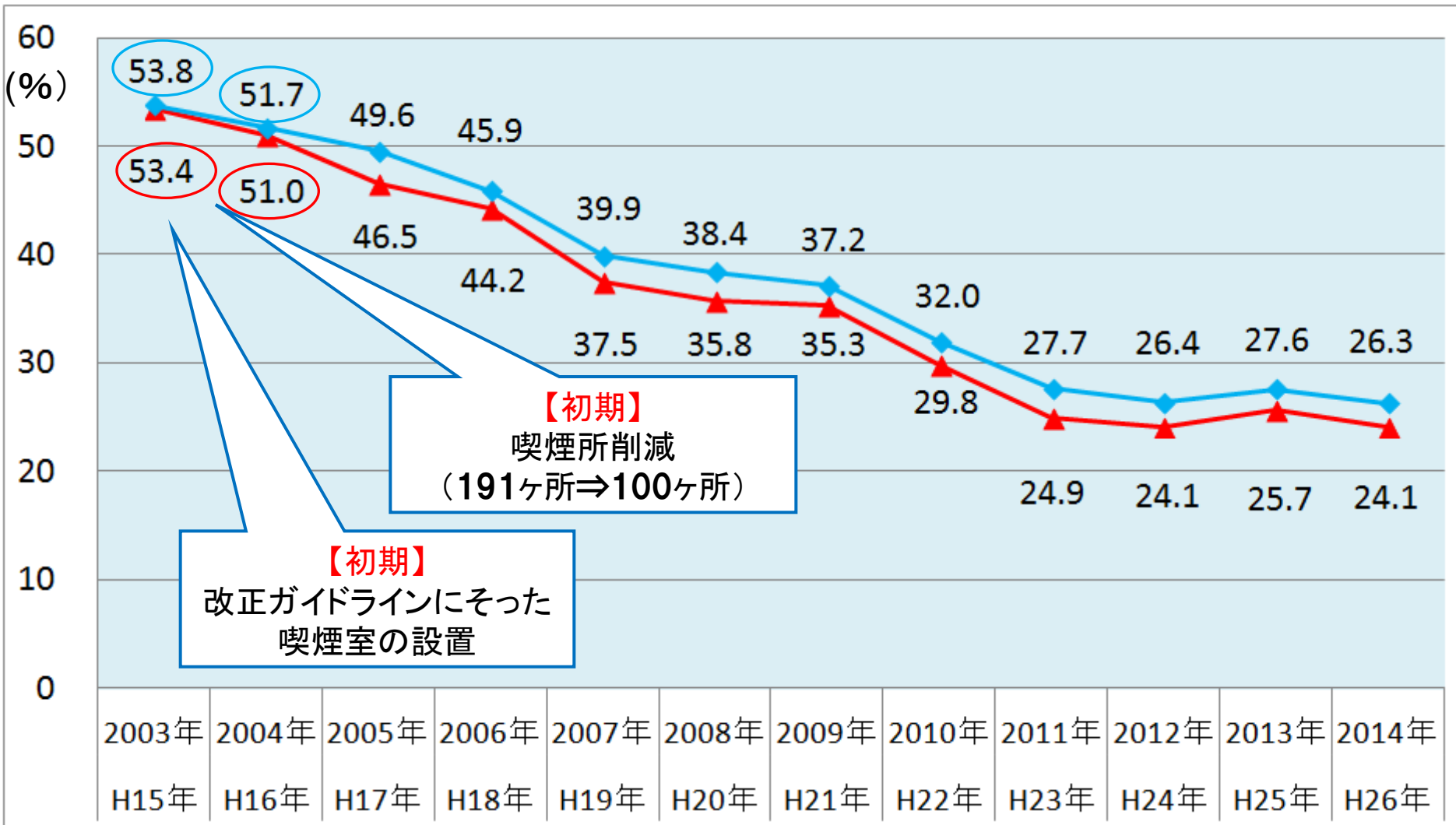
「(改正)職場における喫煙対策ガイドライン」の展開。

空間分煙の徹底。喫煙所を更に減らす(約半数になる)

男性喫煙率の推移

◆ 男性(出向を含む)

▲ 男性(出向を含まない)



当事業所の喫煙対策の経緯2

【第1期】

2005年～2007年

「喫煙対策3カ年計画」の企画展開

【第2期】

2008年～2012年

「生活習慣病予防対策5カ年計画」の企画展開.

【第3期】

2014年

「2020年 敷地内全面禁煙5カ年計画」企画案の策定

2015年～2019年

「敷地内全面禁煙に向けた5カ年計画」の企画展開

喫煙対策3ヶ年計画 (2005年度～2007年度)

1) 喫煙率を下げる

男性喫煙率 51.7%(2004年)を
3年後には**40.0%**に下げる

2) 「喫煙行動基準」「喫煙所使用基準」の 作成と遵守の徹底

3) 喫煙所設置数を減らし、快適職場を推進する **30%減**を目指す

4) タバコ自販機の撤去

職域における喫煙対策の目的

※「古河電工(株)千葉事業所 喫煙対策3ヶ年計画」(2005～2007年)の目的

1. 企業の財産である従業員の健康を守る

喫煙者自身の健康はもとより、受動喫煙による健康被害を防止する

2. 職業関連疾患を防止する

粉塵職場、鉛取扱い職場、特別化学物質取扱い職場等での禁煙

3. 健康保険組合が支出する医療費の増加を抑制する

4. 喫煙に関わる費用の抑制

喫煙所設置・管理費用・ゴミ処理費用等の削減を図る

5. 社会的責任を果たす

タバコは環境問題と深く関わる

法的背景

- ◆ 「健康増進法」
- ◇ 「労働安全衛生法」

快適職場の形成

喫煙対策ガイドライン

1年目の計画と実施(2005年)

1. 「喫煙所利用基準」の策定
2. 出前健康教室の開催
「タバコの真実を知る～もうだまされない!～」
3. 「禁煙教室」の開催
4. 「全国労働衛生週間」行事 標語とポスターの募集
5. 歓送迎会、飲み会など会場禁煙の呼びかけ
6. 「長期の休みは禁煙のチャンス!」を呼びかけ

1. 「喫煙所利用基準」の策定

パウチして喫煙所に貼付

ポイント

- ① 喫煙は休憩ではない
- ② 喫煙のみ。長居しない(椅子の撤去、飲食打ち合わせ、携帯など禁止)
- ③ 水、灰皿、蓋付きの吸殻入れの設置
- ④ 防火に努める
- ⑤ 管理責任者の設置

現在までに、改正を繰り返し…

- ① 喫煙可能時間は、休憩時間のみ
- ② 自身の副流煙曝露を低減するために、喫煙後は速やかに喫煙所から離れる
- ③ タバコに関連するゴミは、各自持ち帰る
- ④ 喫煙所には灰皿、吸殻入れは置かない。
火を消すための水を用意する
- ⑤ 喫煙所には、椅子を置かない
- ⑥ 喫煙所では、休憩、飲食、打ち合わせ、会議などを行わない
- ⑦ 喫煙所では、書類、新聞等を読まない。
- ⑧ タバコの火は確実に消し、**防火**に留意する
- ⑨ 換気扇・排気口、吸気口はタバコ煙排気の効率が低下しないように清掃する。
- ⑩ タバコ煙と灰による汚れはこまめに清掃し、清潔にする。
- ⑪ 喫煙場所を利用するときは、タバコ煙が周辺に漏れないように留意する

就業時間内禁煙

喫煙所利用基準(改定4)

千葉事業所 2010年1月1日

2010年1月1日から所定就業時間内禁煙です。

喫煙可能な時間帯は「就業規則で定める休憩時間(下表)」のみです。

勤務の形態		休憩時間 [=喫煙可能な時間帯]	
一般勤務		12:00 ~ 13:00	
交替勤務	1直	12:00 ~ 13:00	○交替勤務で2時間以上の時間外勤務が見込まれる場合に原則として取得する次の休憩時間(15分) 1直勤務 16:30 ~ 16:45 3直勤務 22:55 ~ 23:10 ○時間外勤務が2時間未満の場合に、上記休憩時間帯をベースに職場毎に定める休憩時間(15分未満)
	2直A	20:00 ~ 20:45	
	2直B	20:00 ~ 21:00	
	2直C	20:00 ~ 21:00	
	3直	4:00 ~ 5:00	
フレックスタイム勤務		12:00 ~ 13:00 若しくは 19:00 ~ 20:00	⇒ショートコア・フレックスで13:00より出勤する場合

- ① 喫煙可能時間は、休憩時間のみです。
- ② 自身の副流煙曝露を低減するために、喫煙後は速やかに喫煙所から離れること。
- ③ タバコに関係するゴミ(吸殻、箱、ライターなど)は、各自持ち帰ること。
- ④ 喫煙所には灰皿、吸殻入れは置かない。火を消すための水を用意する。
- ⑤ 喫煙所には、椅子を置かない。
- ⑥ 喫煙所では、休憩、飲食、打ち合わせ、会議などを行わない。
- ⑦ 喫煙所では、書類、新聞等を読まない。
- ⑧ タバコの火は確実に消し、**防火**に留意する。(消火のための水又は20m以内に消火器を用意する)
- ⑨ 換気扇・排気口、吸気口はタバコ煙排気の効率が低下しないようにこまめに清掃する。
- ⑩ タバコ煙と灰による汚れはこまめに清掃し、清潔にする。
- ⑪ 喫煙場所を利用するときは、タバコ煙が周辺に洩れないように留意する。

吸殻などタバコ関連のゴミは各自が持ち帰ること

喫煙所管理責任者名()

出前健康教育 実施

「タバコの真実を知るーもう騙されないー」

参加人数
1330名

60回開催

職場の都合に
合わせて、時間を
設定しました
朝8時など



2年目の計画と実施(2006年)

1. 「安全衛生委員会メンバーの**率先垂範**」
2. 「禁煙の輪を広げよう！ミニ講座」
毎月の安全衛生委員会で講話。
そのスライドを各職場に配信
3. 「禁煙教室」の開催
対象：喫煙率40%以上の職場の喫煙者
4. 喫煙対策の職場表彰の設置
(毎年安全大会で表彰)
5. 標語の募集

3年目の計画と実施(2007年)

1. 「5月31日世界禁煙デー」
敷地内全面禁煙実施(24時間)
2. 「禁煙キックオフ大会」
「5月31日世界禁煙デー」スタート
3. 「禁煙教室」の開催
4. 標語募集

「5月31日世界禁煙デー」 千葉事業所敷地内全面禁煙計画

1. 目的

- ① 世界的に取り組みがなされている「世界禁煙デー」を意識し、喫煙者は禁煙を始める機会とし、非喫煙者は喫煙問題に関心を向ける機会とする。
- ② 喫煙対策に前向きに取り組み、従業員の健康被害の低減や喫煙による環境汚染防止などの効果により、企業イメージアップをはかる。

2. 実行委員会

- ① 実行委員長 : 千葉事業所所長
- ② 副実行委員長 : 統括産業医
- ③ 事務局 : 安全環境衛生推進室
総務課
- ④ 各職場の推進責任者 : 部長・課長・GL
職場長・作業長
- ⑤ 推進の核 : 安全リーダー
(または安全衛生推進委員)

* 労組にも全面的にご協力をいただく

3. 実施に向けての対策

- ① 周知に向けてPRする。
- ② 中安でPRしたことを、各職場でも説明し、末端まで周知されるようにする。
- ③ PR用の文書を作成し、外部の方(お客様、他所出張者など会議出席者、業者など)には、所長名、実行委員会名で事前に周知をはかる
- ④ PR用の看板、ポスターを作成し、各喫煙所や商談コーナーなど人の目に付きやすい場所等に貼る。
- ⑤ 5月31日当日は、入構者にチラシを配布する。
- ⑥ 当日の離脱症状対策
ニコチンパッチの処方希望者には、事前に産業医が処方するなど離脱症状緩和に対して考慮する。

構内のあちこちにノボリを立て 正門には看板を設置してPR

5月31日は、
構内全面禁煙を実施することを
繰り返しPRし、周知を図る



安全リーダーの方たちが分担して
ノボリを設置





目指せ、タバコフリー！！
「禁煙キックオフ大会」開催

「タバコフリー」とは、タバコをやめ、『タバコから開放される』という意味です。

2007年5月31日「世界禁煙デー」
千葉事業所 敷地内全面禁煙



禁煙者への応援を
よろしくお願いします。

千葉事業所敷地内全面禁煙推進実行委員会



ニコチンに依存している人生は、
ハイリスク、灰リスク、肺リスク

2006年 衛生標語より

2007年5月31日「世界禁煙デー」
千葉事業所 敷地内全面禁煙



「禁煙キックオフ大会」開催

千葉事業所敷地内全面禁煙推進実行委員会



喫煙の怖さ知ってもまた1本、
本当はしたい「禁煙宣言」

2006年 衛生標語より

2007年5月31日「世界禁煙デー」
千葉事業所 敷地内全面禁煙



「禁煙キックオフ大会」開催

千葉事業所敷地内全面禁煙推進実行委員会

● 配布用の飲料



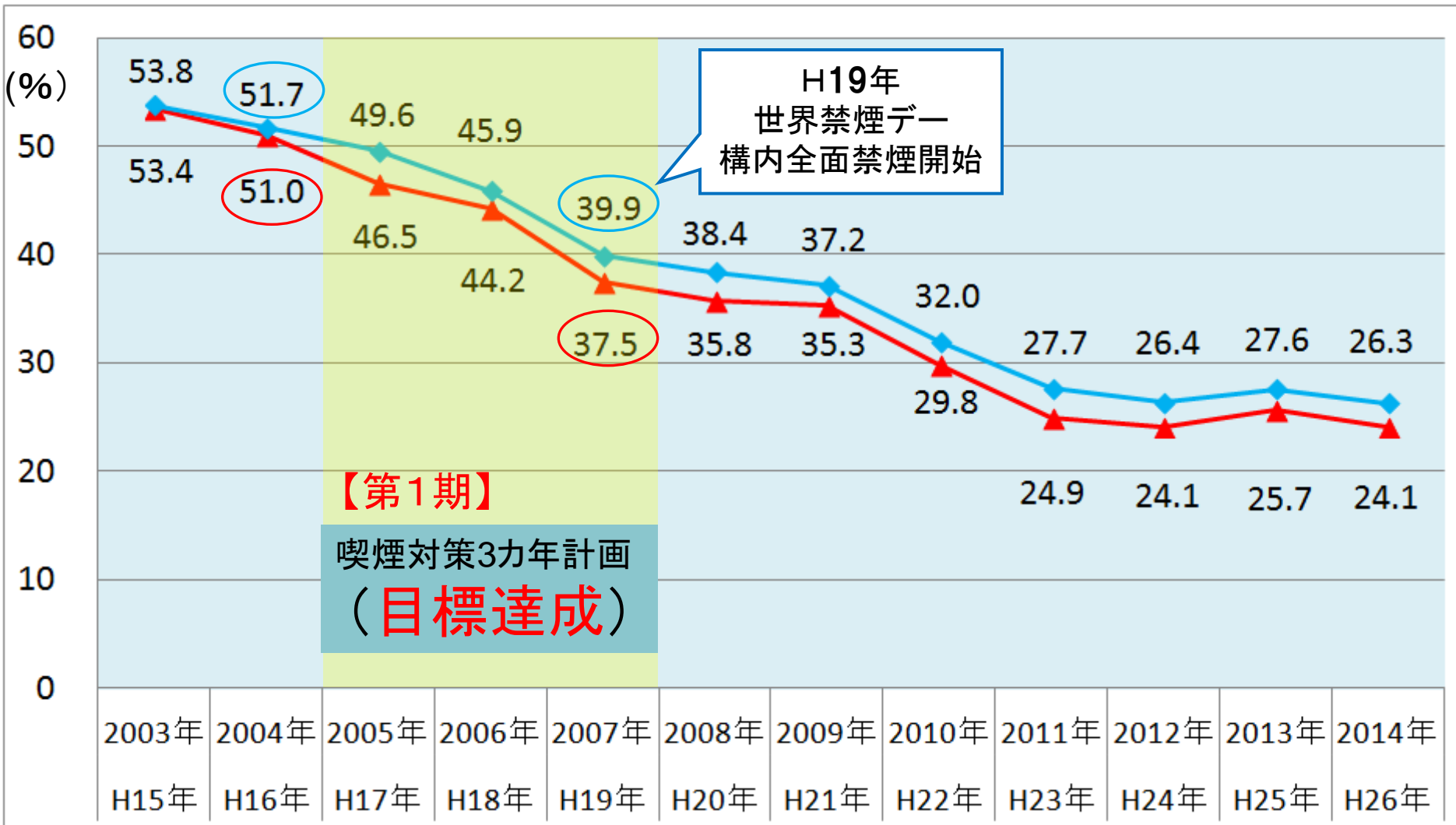
従業員から募集した標語を貼付

協力を呼び掛けるため、
全従業員へ配布
(予算をかけて、周知)

男性喫煙率の推移

◆ 男性(出向を含む)

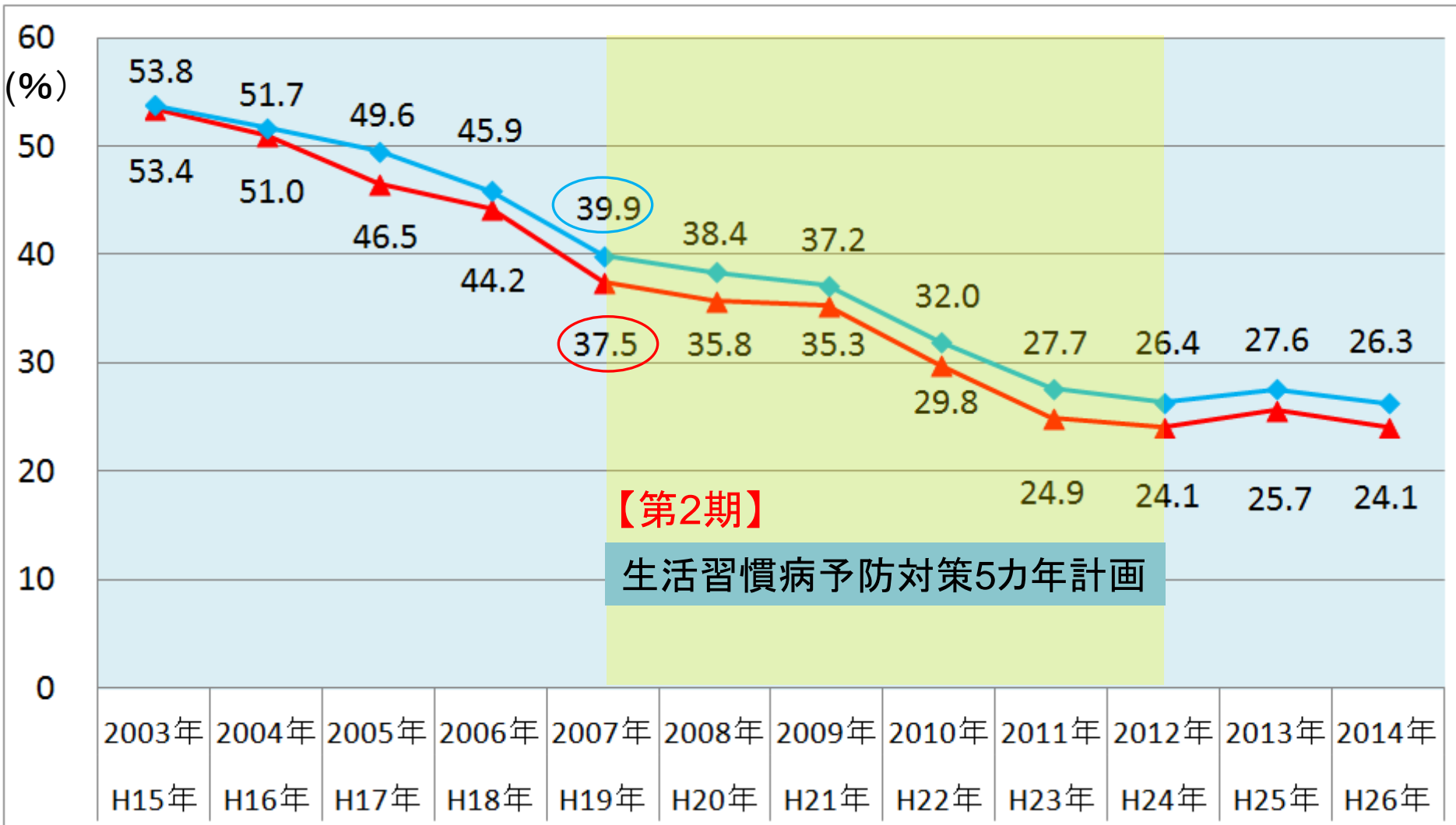
▲ 男性(出向を含まない)



男性喫煙率の推移

◆ 男性(出向を含む)

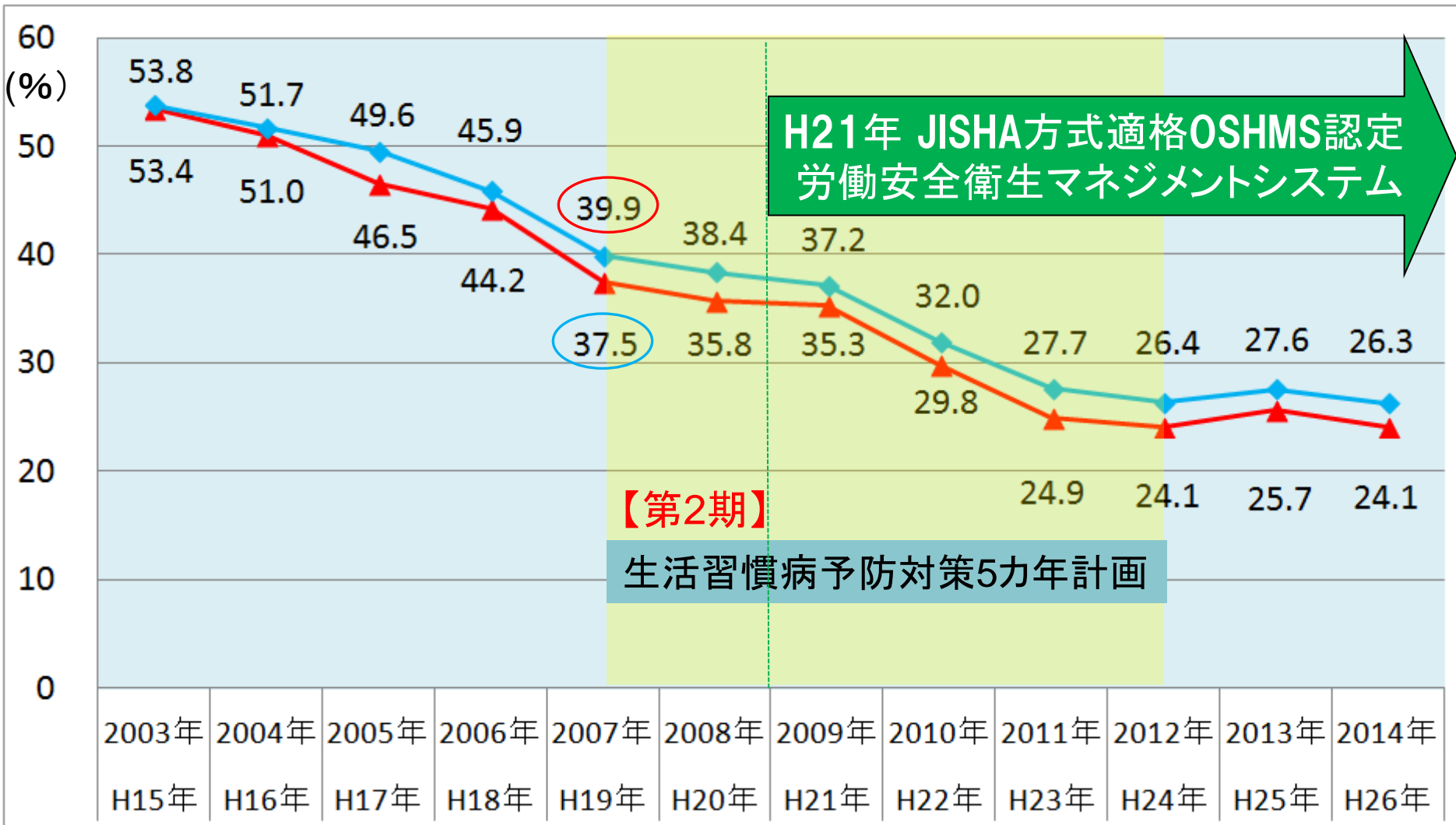
▲ 男性(出向を含まない)



男性喫煙率の推移

◆ 男性(出向を含む)

▲ 男性(出向を含まない)



H21年 JISHA方式適格OSHMS認定
労働安全衛生マネジメントシステム

【第2期】

生活習慣病予防対策5カ年計画

2期 生活習慣病予防対策

期間:2008年～2012年の5年間

目標:メタボ予防対策

①特定健診の実施率100%・受診率100%

②特定保健指導の対象者(メタボ該当者・予備群)の減少率
10%以上

1)メタボ該当者・予備群の減少率を2012年には2008年比で10%以上

2)特定保健指導の階層化に喫煙の有無が関係

喫煙対策

③所全体の喫煙率25%以下

1)部門毎の喫煙率推移実績を基に目標達成に向けた動機
付けを行う

2)労働時間管理適正化を一段と推進する側面と併せて取り組む
ものとし、2010年1月より「所定就業時間内」は禁煙とする
(喫煙は休憩時間のみ可)

3)喫煙所を必要最小限に削減していく

飲酒対策

④飲酒量の低減(適量の範囲とする)

1年目 2008年度の活動計画

<喫煙対策>

①喫煙制限の設置

2010年1月からの所定就業時間内禁煙に向けてソフトランディングの期間として以下の喫煙制限を設ける。

2008年10月1日より所定就業時間内での喫煙は「2回以内【最大10分／回】のみ」とする。

※設定時間帯等の運用ルールは部門毎に定めるものとする。

※あくまで「喫煙を可とする時間帯」であり休憩時間ではないので、喫煙後は速やかに就業場所に戻り業務に従事する。

②喫煙所の削減

2008年10月末迄に現行85カ所を70ヶ所に削減

- ③構内全面禁煙日の設置(2007年からの継続)
世界禁煙dayにからめて
5月30日(金)7:45から24時間禁煙

④吸殻等ゴミ持ち帰り活動

EMS活動の観点で、2008年11月の全国環境月間より、原則全ての喫煙所から灰皿・吸殻入れを撤去し、吸殻・パッケージ・ライター等のタバコ関連ゴミはすべて喫煙者自身が持ち帰る【携帯灰皿等を活用】

⑤禁煙教室の継続開催

従来の衛生管理室主催から部門要請に基づく開催

⑥構内タバコ販売の停止

2008年上期を目処にタバコ自動販売機を撤去

タバコに関わる費用

ゴミ処分費用

タバコのパッケージ、ライターなどは含まない費用

数えました！
1000本で1kg

吸殻 1000本で1kg

処分費用 1kg 49円

年間で計算すると、

$700名 \times 10本 \times 245日 = 1,715,000本$

$1715kg \times 49円 = \underline{84,035円}$ かかる

100名禁煙すると、

$100名 \times 10本 \times 245日 = 245,000本$

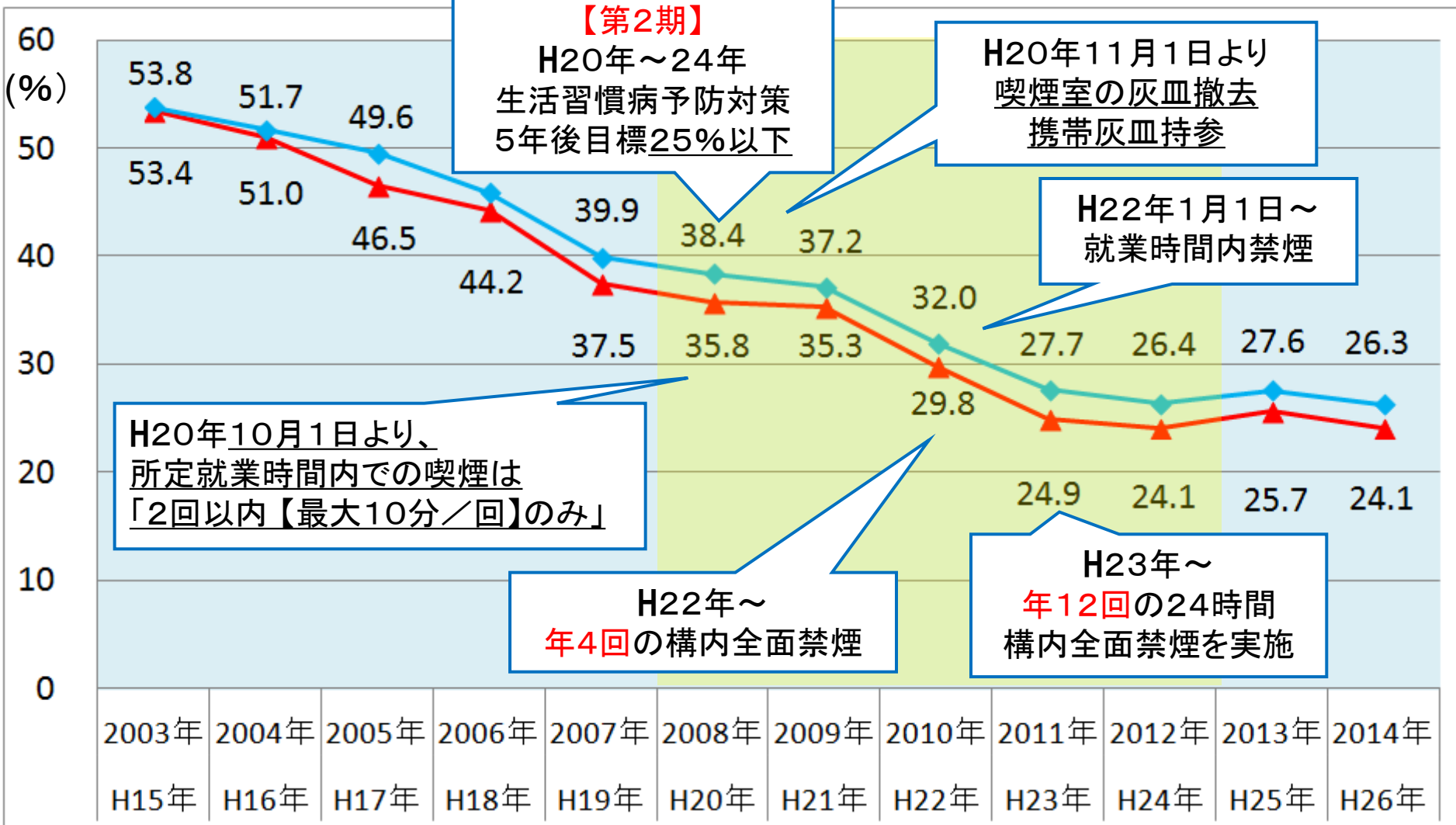
$245kg \times 49円 = \underline{12,000円}$ 軽減



男性喫煙率の推移

◆ 男性(出向を含む)

▲ 男性(出向を含まない)



【本館 屋外の喫煙所】

お客様、外来者もここで喫煙

2008年12月から灰皿撤去

吸殻は携帯灰皿に入れ持ち

帰ることになりました



2010年1月1日から 就業時間内禁煙



「卒煙教室」開催

2009年

6月～12月毎月開催(計11回開催)

千葉事業所長も教室のはじめに、
禁煙の必要性を講話

2010年

出前卒煙教室開催
喫煙率が平均(29.8%)
より高い職場が対象

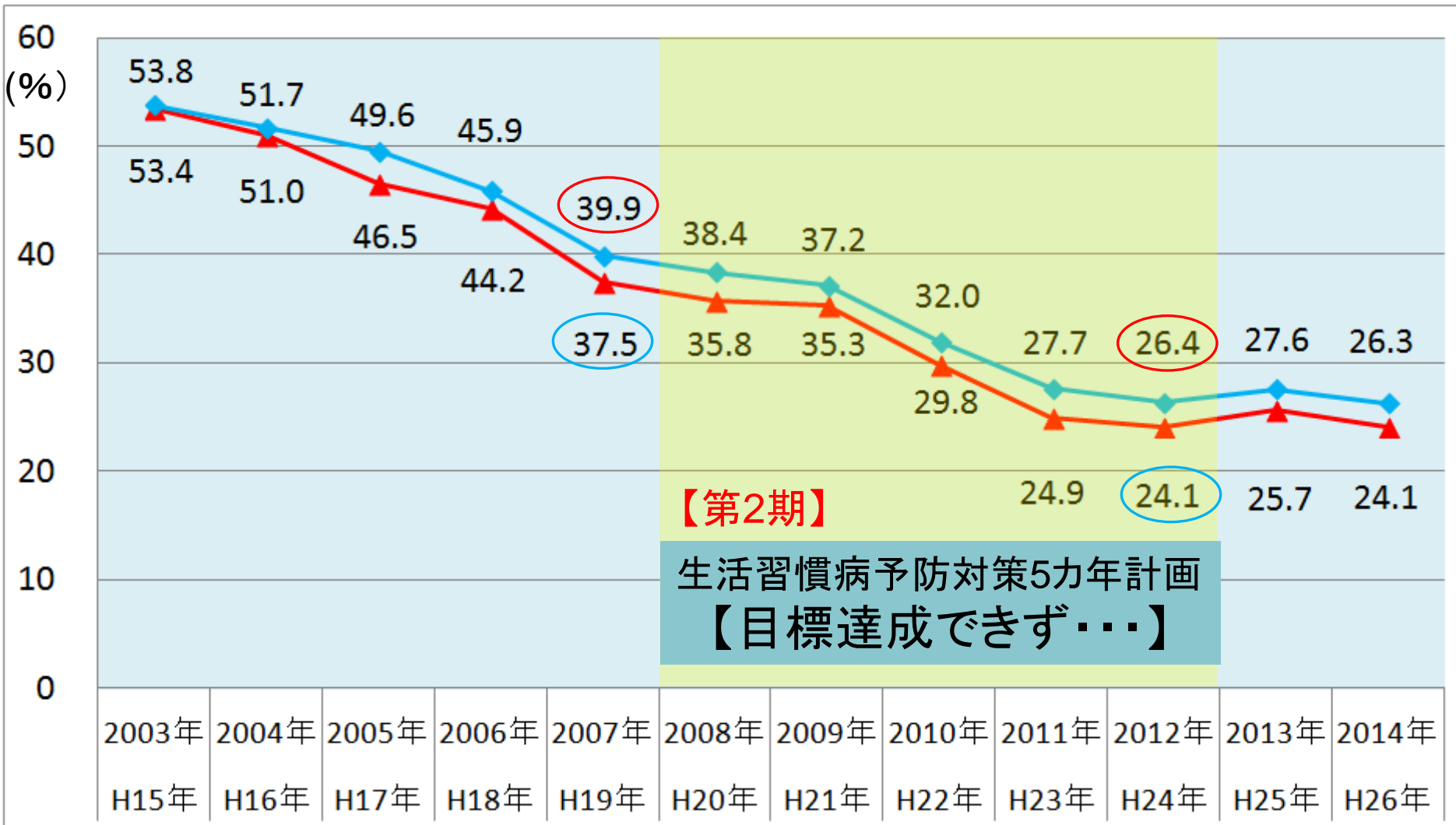


『なぜタバコがやめられないのか』
特性要因図を用いたグループワークを実施

男性喫煙率の推移

◆ 男性(出向を含む)

▲ 男性(出向を含まない)



2012年度 禁煙率低減・全面禁煙に向けた施策の強化

構内全面禁煙デー 13回／年実施

(安全衛生委員会開催日＋世界禁煙デー)

屋内喫煙所を現状の50%削減 (2年計画で屋内喫煙所の廃止)

電工男性(出向を含む)の喫煙率 25%以下にする

↓**応援メール**↓
(メールマガジン)

禁煙教室(2～3月に勉強会開催 協力会社)

禁煙チャレンジ4週間(7・8月～9月)

勉強会(高喫煙率職場・会社)6月・8月

☆禁煙チャレンジ4週間☆ vol.01 2012年8月10日配信

今回からまいりますメールマガジンは、禁煙について多くの方々のメッセージをいただいで、あなたの禁煙を応援します。(^^)～

ニコチンの離脱症状を考慮して、休みの続くストレスの少ないお盆の時期をチャレンジ開始日に選んでみましたが、会社でタバコを吸えない環境の方が合っている方は1週間時期をずらしてもかまいません。

気軽にチャレンジして、ダメだったらまた再チャレンジする(^^)～
そんな気持ちで(^^)～

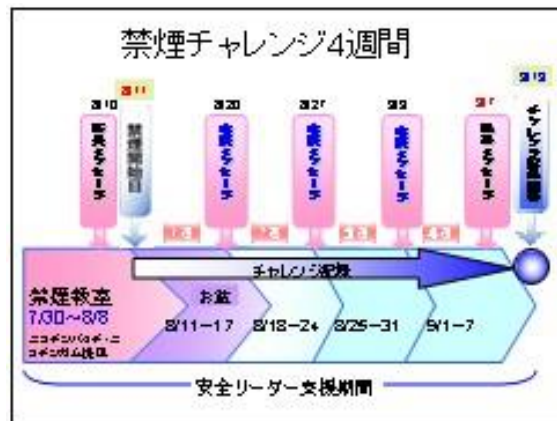
チャレンジしてみてください(^^)

////////////////////// INDEX //////////////////////////////////////

- ・今回の応援メッセージ..... 高林事業所長
- ・禁煙サポートツールのご紹介..... 楽しみながら、チャレンジ
- ・編集後記..... 衛生管理室より

■ メッセージ

ここに事業所所長・組合委員長・産業医・安全リーダー・看護職の応援メッセージが入ります



敷地内全面禁煙の周知

2014 年度 千葉事業所敷地内全面禁煙実施について

事業所長名で発信

従業員の皆様の健康を守るための一環として、千葉事業所は喫煙対策を計画的に推進しております。敷地内全面禁煙に向けた施策強化の取り組みとしまして、今年度も毎月 1 回千葉事業所敷地内全面禁煙を実施いたします。皆様への周知と遵守をお願い申し上げます。

記

1. 実施日時

第 2 回 : 2014 年 5 月 27 日(火) 7:45 ~ 5 月 28 日(水) 7:45

(次回 : 2014 年 6 月 2 日(月) 7:45 ~ 6 月 3 日(火) 7:45)

5 月 31 日は世界禁煙デーです。所休日の為 6 月 2 日に振替します。

2. 対象

古河電工従業員だけでなく、関連会社、協力会社および所内に入構されるお客様、納入業者などすべてを対象とします。

お客様、納入業者に対して

2014年度 千葉事業所敷地内全面禁煙実施について

事業所長名で発信

謹啓

平素は格別のお引立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今年度も敷地内全面禁煙に向けた施策の強化の取り組みとしまして、毎月1回、千葉事業所敷地内全面禁煙を実施いたします。つきましては、敷地内全面禁煙の実施時間内にご入構される皆様にはご理解とご協力をお願い申し上げます。

敬具

記

実施日時

第2回 : 2014年5月27日(火) 7:45 ~ 5月28日(水) 7:45

(次回 : 2014年6月2日(月) 7:45 ~ 6月3日(火) 7:45)

5月31日は世界禁煙デーです。所休日の為6月2日に振替します。

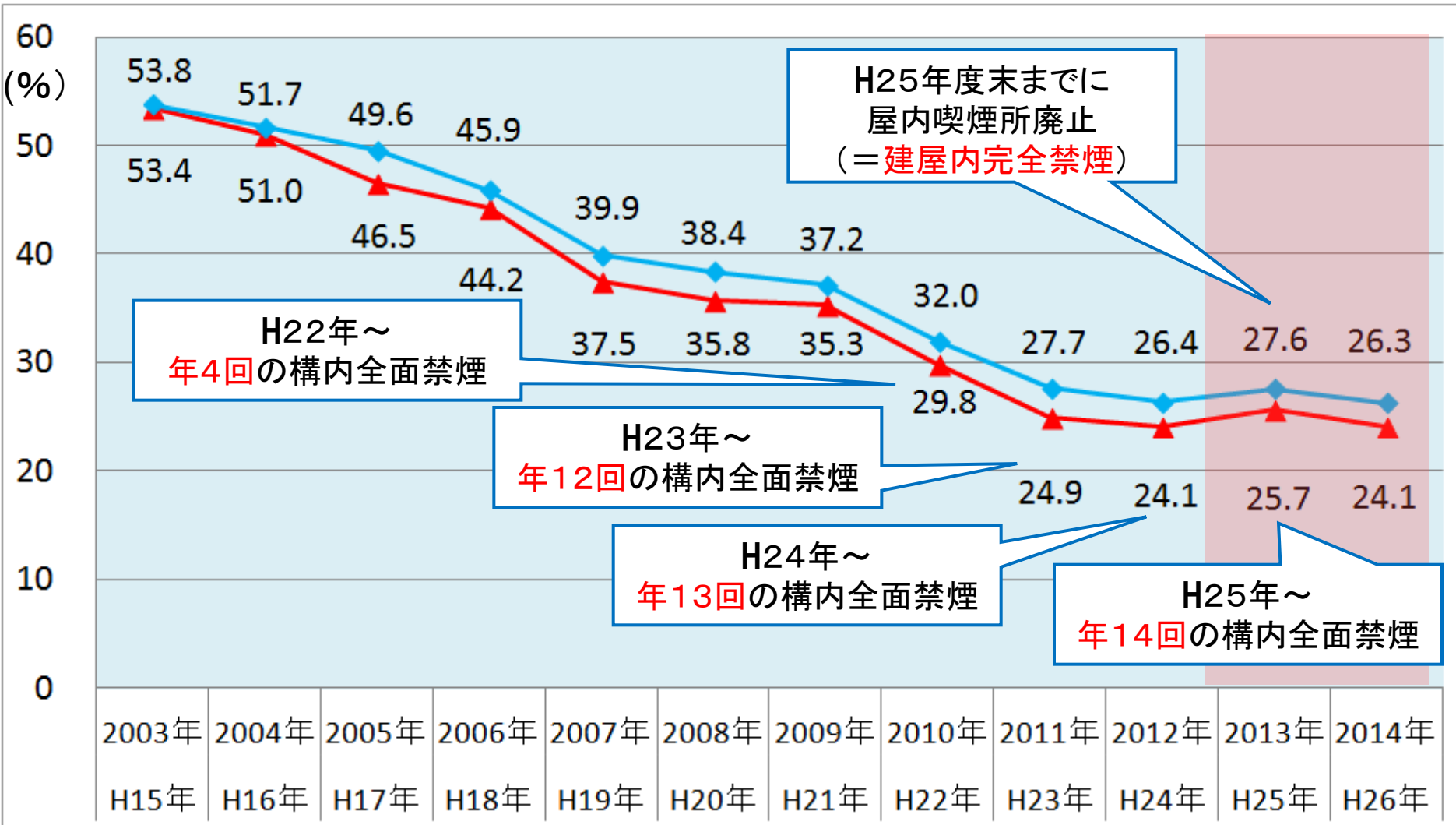
1. 対象

古河電工従業員だけでなく、関連会社、協力会社および所内に入構されるお客様、納入業者などすべてを対象とします。

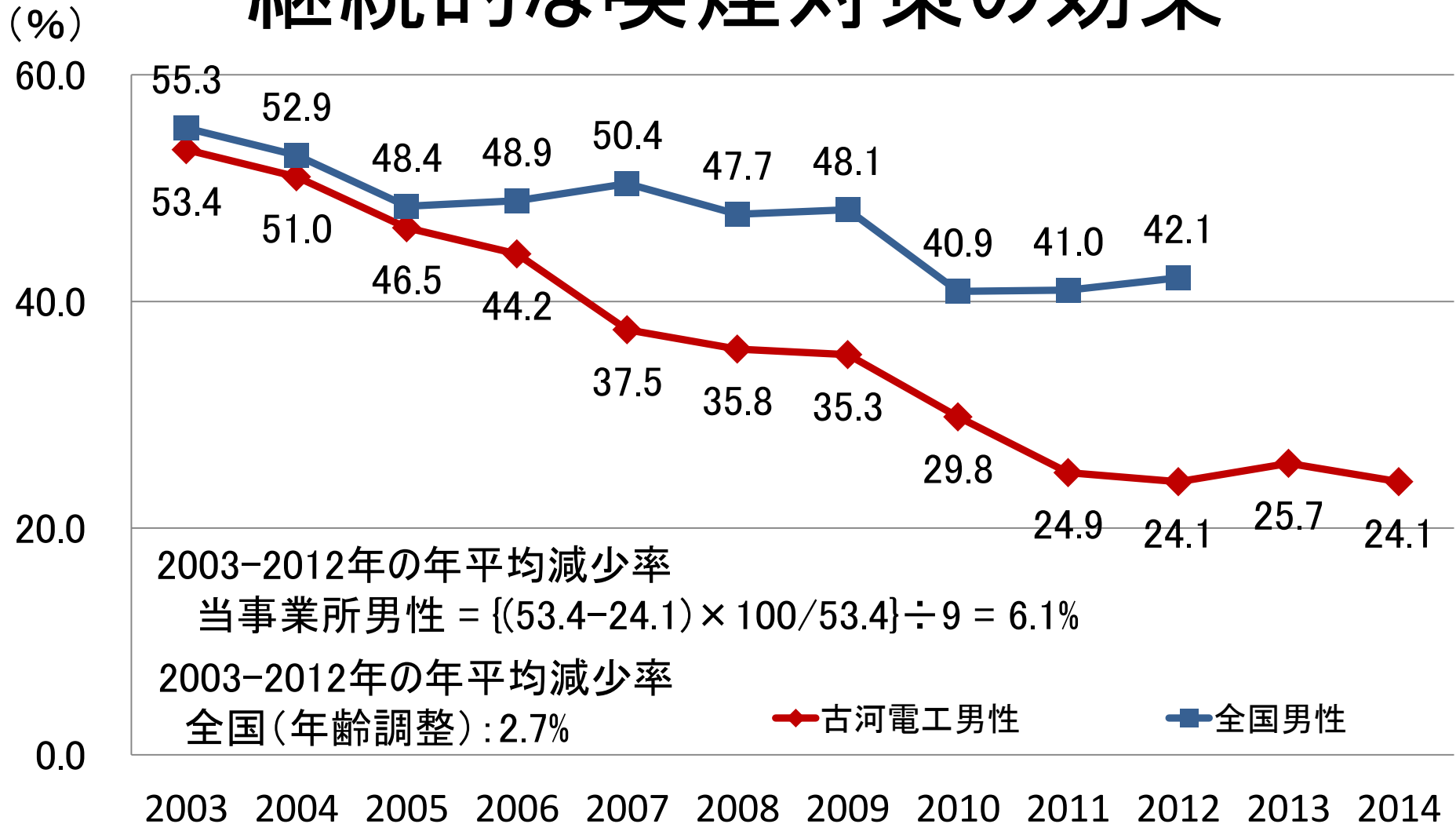
男性喫煙率の推移

◆ 男性(出向を含む)

▲ 男性(出向を含まない)



継続的な喫煙対策の効果

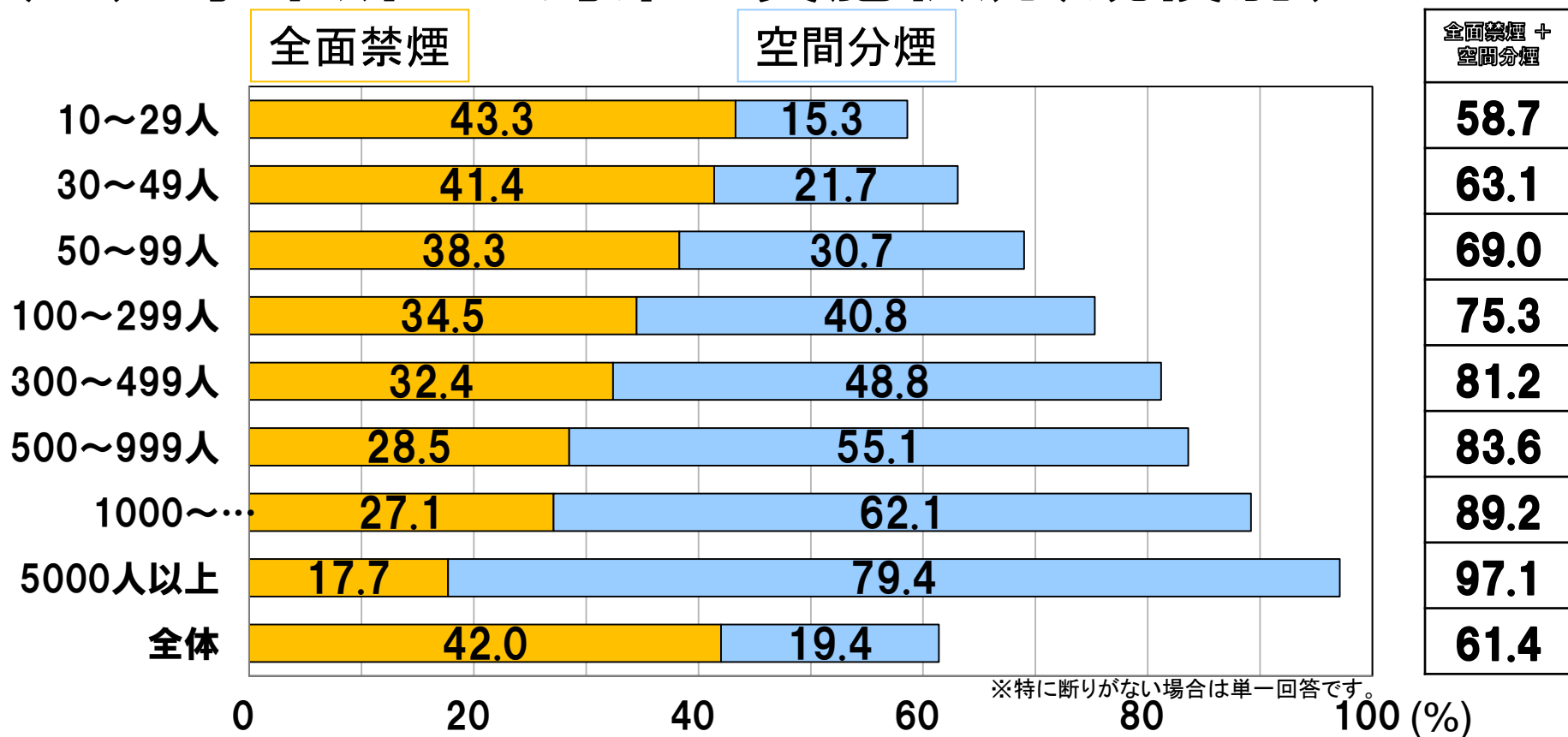


個別支援にお金をかけなくても、最終目標を示し、会社として短期・中期・長期で計画を立て、継続的・段階的に活動することで喫煙率の低減を図ることができる。

參考資料

職場の受動喫煙の状況

(1) 事業所での対策の実施状況(規模別)



【出典】 平成24年労働者健康状況調査

・実施機関 厚生労働省大臣官房統計情報部(統計法に基づく一般統計調査)

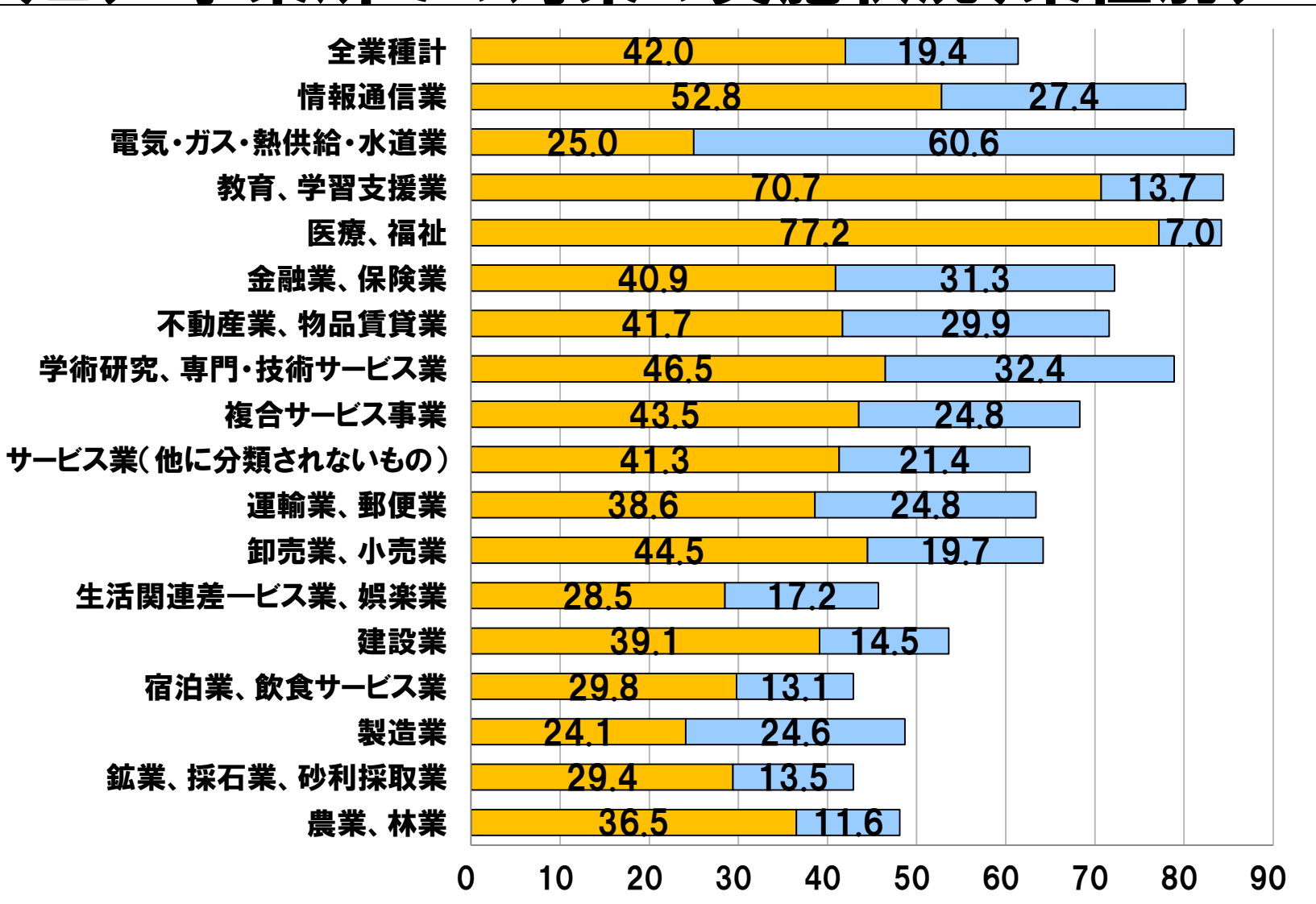
・調査の範囲

[事業所] 約13,000事業所(常用雇用者を10人以上雇用する民営事業所から層化抽出法により抽出)

[労働者] 約18,000人 (上記事業所に雇用されている労働者のうちから層化抽出法により抽出)

職場の受動喫煙の状況

(2) 事業所での対策の実施状況(業種別)



【出典】 平成24年労働健康状況調査

労働安全衛生法の一部を改正する法律

改正の概要

キーワードは以下の3点

- ① 実情に応じた措置の努力義務
- ② 国の援助規定
- ③ 5年後見直し規定

労働安全衛生法の一部を改正する法律

○ 受動喫煙防止対策が規定された安衛法の「章」

【今までは・・・】

「**快適な職場環境の形成のための措置**」
の一環として職場の受動喫煙防止対策を実施

- ・安全衛生の水準の向上を図るための活動
→ 作業環境を快適な状態に維持管理するための措置

【これからは・・・】

「**労働者の健康の保持増進のための措置**」
として職場の受動喫煙防止対策を実施

- ・・・作業環境測定、健康診断と同じ章

位置づけ見直し・考え方の転換

労働安全衛生法の一部を改正する法律

改正の概要 ① 実情に応じた措置の努力義務

事業者は、労働者の受動喫煙※を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じ、適切な措置を講ずるよう努めるものとする

(新第68条の2)

※ 室内またはこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること

労働安全衛生法の一部を改正する法律

改正の概要 ① 実情に応じた措置の努力義務

「事業者および事業場の実情に応じた措置」
とは？

各事業場で実行可能な措置のうち
最も効果的なもの！

(国がある特定の措置を事業者に求めるものではない)

事業者が下記2点について努力

- ① 各事業場の現状について把握・分析
- ② ①を踏まえ実行可能な措置の検討

労働安全衛生法の一部を改正する法律

改正の概要 ① 実情に応じた措置の努力義務

「事業場の現状」とは？

- **現在の喫煙の状況**

顧客や労働者の喫煙率など

- **講じている対策**

敷地内全面禁煙？ 建物内全面禁煙？ 空間分煙？…

- **配慮すべき顧客・労働者の有無**

妊婦・呼吸器疾患の患者さん・未成年 …

- **施設構造**

住宅密集地ではないか？（屋外喫煙所）

屋外排気のダクトが設置可能か？（空間分煙）

など

労働安全衛生法の一部を改正する法律

改正の概要 実情に応じた措置の努力義務

○ 受動喫煙防止対策の例(ハード面)

高 ↑ 受動喫煙防止の 効果	【対策】	【メリット】	【考慮すべき点】
	敷地内全面禁煙	受動喫煙を完全に排除 可能設備投資が不要	喫煙者の理解を得る ことが必要
	建物内全面禁煙 (屋外喫煙所)	維持費は喫煙室より 安価	喫煙所の設置場所に配 慮が必要
	空間禁煙 (喫煙室)	喫煙者・非喫煙者双方 の理解が得やすい	設備投資や維持費がか かる喫煙室からの煙の 漏れに注意が必要
	喚気措置 (接客業など)	顧客がたばこを吸う場 合でも、対策が可能	受動喫煙を完全には防 止できない